

# 特定非営利活動法人まちことラボ定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちことラボという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京田辺市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、地域活動団体等に対して、分野を越えた活動の基盤強化を図るとともに、企業や行政、大学等とのパートナーシップの形成を促進し、一人一人が地域コミュニティの一員として自己実現を図ることができる市民社会の実現を目的とする。(そつと背を押します。)

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 民間非営利組織の活動に関するサポート及びコーディネート事業
- (2) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。  
2 既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上9人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は

法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 3 任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

（開催）

- 第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
  - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

- 第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- （議決）
- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

- 第28条 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 役員の解任、職務及び報酬
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は

電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

#### （合併）

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告の方法

#### （公告の方法）

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

### 第10章 雜則

#### （細則）

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 浦田 寛子

副理事長 山本 昂司

理事 板津 薫

同 福井 早苗

同 藤井 千鶴

同 小林 基

同 松下 唯

同 野村 智恵

監事 田畠 昇悟

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

#### 正会員

・年会費 3,000円

## 役 員 名 簿

特定非営利活動法人まちことラボ

役職	氏名	住所	報酬の有無
理事(理事長)	浦田 寛子		無
理事(副理事長)	山本 昂司		無
理事	板津 薫		無
理事	福井 早苗		無
理事	藤井 千鶴		無
理事	小林 基		無
理事	松下 唯		無
理事	野村 智恵		無
監事	田畠 昇悟		無

(法第10条第1項第5号関係)

## 設立趣旨書

### 1 趣旨

地域の課題やニーズが多種多様化し、行政だけで対応していくことが難しくなっている社会情勢の中で、市民協働の必要性が大きくなっているが、市民に想いがあっても、なかなか行動に移るのが難しい現状がある。そこで、市民や市民団体等が想いを実現するためのサポートを行い、まちづくりの主体になる人を増やし、市民、団体、行政、大学等とのパートナーシップの形成を促進し、一人一人が地域コミュニティの一員として自己実現を図ることができる市民社会の実現を目指すためにこの団体を設立する。

自治体からの業務を受託する等、社会的信頼性確保のため、法人格を取得する。

### 2 申請に至るまでの経過

京田辺市で中間支援団体を設立しようという話が持ち上がった。

2025年4月5日 発起人会開催

2025年4月30日 設立総会開催

2025年4月30日

特定非営利活動法人まちことラボ

設立代表者 浦田 寛子

(法第10条第1項第7号関係)

## 設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2026年3月31日まで

特定非営利活動法人まちことラボ

### 1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
民間非営利組織の活動に関するサポート及びコーディネート事業	<p>①京田辺市立南部まちづくりセンター（ミライロ）において相談窓口を設け、地域課題解決等に取り組む市民および団体の各種相談に応じる。</p> <p>②ミライロにおいて各種イベントや地域活動に取り組む市民や団体を支援する。</p> <p>③ミライロをさらに活性化するためのイベントを独自に企画・実施する（夏祭り・クリスマスなど）。</p>	<p>【左記①および②】 (A)毎週3日間 10:00～18:00  (B)京田辺市立南部まちづくりセンター（ミライロ）  (C)1～2名。</p> <p>【左記③】 (A)8月中下旬および12月中下旬  (B)京田辺市立南部まちづくりセンター（ミライロ）  (C)4～5名。</p>	<p>【左記①・②】 (D)主に京田辺市民  (E)1日あたり2～5名程度。年間延べ100～500名程度。</p> <p>【左記③】 (D)主に京田辺市民  (E)1日あたり50～100名程度。延べ100～200名程度。</p>	3,118

(法第10条第1項第7号関係)

## 2026年度の事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人まちことラボ

### 1 事業実施の方針

- ・設立2年目の事業年度は、以下の事業をさらに拡充することを目標とする。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
民間非営利組織の活動に関するサポート及びコーディネート事業	①京田辺市立南部まちづくりセンター(ミライロ)において相談窓口を設け、地域課題解決等に取り組む市民および団体の各種相談に応じる。  ②ミライロにおいて各種イベントや地域活動に取り組む市民や団体を支援する。  ③ミライロをさらに活性化するためのイベントを独自に企画・実施する(夏祭り・クリスマスなど)。	【左記①および②】 (A)毎週3日間 10:00～18:00  (B)京田辺市立南部まちづくりセンター(ミライロ)  (C)1～2名。  【左記③】 (A)8月中下旬および12月中下旬  (B)京田辺市立南部まちづくりセンター(ミライロ)  (C)4～5名。	【左記①・②】 (D)主に京田辺市民  (E)1日あたり 2～5名程度。年間延べ100～500名程度。  【左記③】 (D)主に京田辺市民  (E)1日あたり 50～100名程度。延べ 100～200名程度。	3,738

## 設立当初の事業年度 活動予算書

特定非営利活動法人まちことラボ  
 法人成立の日から2026年3月31日まで (単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	39,000	39,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
受託事業収益	3,500,000		
自主事業等収益	0	3,500,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益 計			3,539,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,940,000		
外注費	0		
人件費 計	2,940,000		
(2) その他経費			
印刷製本費	20,000		
旅費交通費	50,000		
通信運搬費	20,000		
消耗品費	30,000		
会議費	28,000		
新聞図書費	10,000		
支払手数料	20,000		
その他経費 計	178,000		
事業費 計		3,118,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	250,000		
人件費 計	250,000		
(2) その他経費			
印刷製本費	2,000		
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	10,000		
消耗品費	5,000		
会議費	2,000		
新聞図書費	10,000		
支払手数料	20,000		
その他経費 計	69,000		
管理費 計		319,000	
経常費用 計		3,437,000	
当期経常増減額		102,000	
III 経常外収益			0
経常外収益 計			0
IV 経常外費用			
経常外費用 計		102,000	
当期正味財産増減額		0	
設立時正味財産額		102,000	
次期繰越正味財産額		102,000	

(法第10条第1項第8号関係)

## 2026年度活動予算書

特定非営利活動法人まちことラボ  
 2026年4月1日から2027年3月31日まで (単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費		39,000	39,000
正会員受取会費		39,000	39,000
2 受取寄附金		0	0
受取寄附金		0	0
3 受取助成金等		0	0
受取民間助成金		0	0
4 事業収益		4,200,000	4,200,000
受託事業収益		0	0
自主事業等収益		4,200,000	4,200,000
5 その他収益		0	0
受取利息		0	0
雑収益		0	0
経常収益 計			4,239,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当		3,528,000	3,528,000
外注費		0	0
人件費 計		3,528,000	3,528,000
(2) その他経費			
印刷製本費		25,000	25,000
旅費交通費		60,000	60,000
通信運搬費		24,000	24,000
消耗品費		35,000	35,000
会議費		30,000	30,000
新聞図書費		12,000	12,000
支払手数料		24,000	24,000
その他経費 計		210,000	210,000
事業費 計			3,738,000
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当		300,000	300,000
人件費 計		300,000	300,000
(2) その他経費			
印刷製本費		2,000	2,000
旅費交通費		20,000	20,000
通信運搬費		12,000	12,000
消耗品費		6,000	6,000
会議費		2,000	2,000
新聞図書費		12,000	12,000
支払手数料		24,000	24,000
その他経費 計		78,000	78,000
管理費 計			378,000
経常費用 計			4,116,000
当期経常増減額			123,000
III 経常外収益			
経常外収益 計			0
IV 経常外費用			
経常外費用 計			0
当期正味財産増減額			123,000
前期繰越正味財産額			102,000
次期繰越正味財産額			225,000